

令和2年8月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和3年7月31日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

P11「協力金支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開店日から令和3年7月末までの売上高 ① 円	÷	①の日数 日	=	開店日以降の1日当たり売上単価 ② 円	※ p11「協力金支給額フローチャート」の①～③にあてはめてください。
開店日から令和3年7月末までの日数を記入してください。					
②で算出された売上単価	× 0.3 =	千円未満切り上げ前の支給単価 ③ 円	千円未満切り上	1日当たり支給単価 ③ 円	※最大7.5万円
1日当たり支給単価 ③ 円	×	8/2～8/19の時短協力日数 ④ 日	=	当該店舗の支給額 ⑤ 円	※様式1-1に記載の日数

上記内容で申請します。

P11「協力金支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開店日から令和3年7月末までの売上高 ① 円	÷	①の日数 日	=	開店日以降の1日当たり売上高 ② 円	開店日から令和3年7月末までの日数を記入してください。
令和3年8月の売上高計 ③ 円	÷	31 日	=	令和3年8月の1日当たり売上高 ④ 円	
開店日以降の1日当たり売上高 ② 円	-	令和3年8月の1日当たり売上高 ④ 円	=	1日当たり売上高減少額 ⑤ 円	
1日当たり売上高減少額 ⑤ 円	× 0.4 =	⑥ 円		⑥又は⑦のいずれか低い金額	※ p11「協力金支給額フローチャート」の飲食部門における1日当たりの売上減少額が18.75万円を超えるか確認してください。
開店日以降の1日当たり売上高 ② 円	× 0.3 =	⑦ 円			
千円未満切り上げ前の支給単価 ⑧ 円	千円未満切り上	1日当たり支給単価 ⑨ 円		⑨ 円	※最大20万円
1日当たり支給単価 ⑨ 円	×	8/2～8/19の時短協力日数 ⑩ 日	=	当該店舗の支給額 ⑪ 円	※様式1-1に記載の日数

上記内容で申請します。